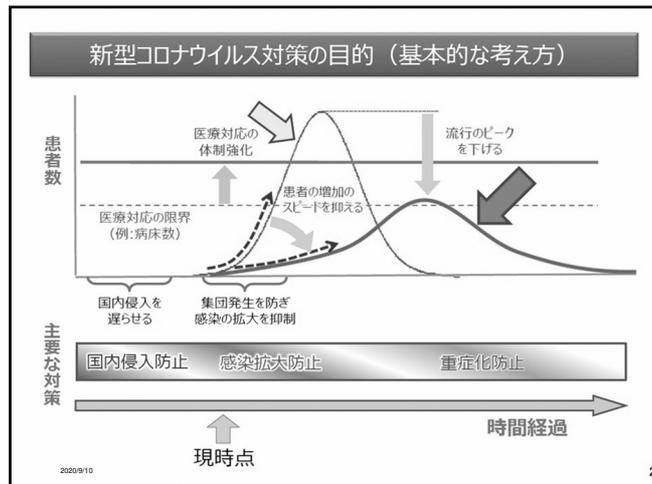


令和2年9月10日 南部地域連携推進協議会

名古屋市の新型コロナウイルス感染症対策

～南保健センターの活動を中心に～

名古屋市保健所南保健センター 所長
松原 史朗

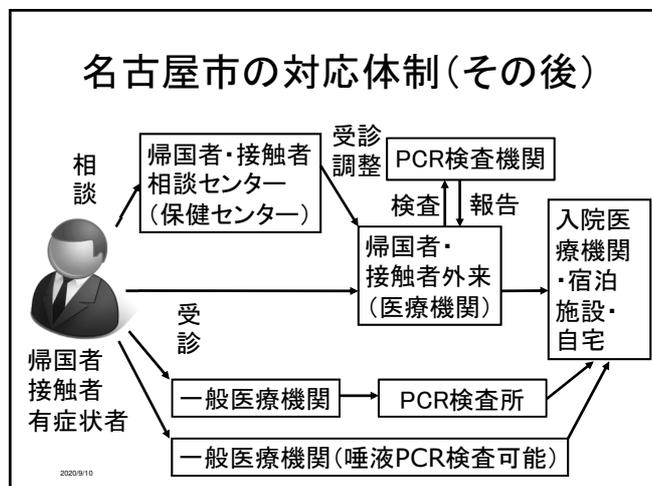


新型コロナへの対応戦略

目的	根拠法令	主な関係機関
国内侵入を防止	検疫法	検疫所
感染者（集団）の早期発見、早期隔離等による感染拡大抑制	感染症法	保健所（保健センター）、感染症指定医療機関
国民の行動自粛による感染機会の減少	改正新型インフルエンザ特別措置法	都道府県知事

- ### 保健センターの主な役割
- ① 帰国者・接触者相談センター
 - ② 感染者の積極的疫学調査（行動調査）
 - ③ 接触者、帰国者や自宅療養者の健康観察

- ### ① 帰国者・接触者相談センター
- 市民からの電話相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ確実に受診させるよう調整する
 - 平日昼間は各区の保健センター、夜間休日には中保健センター



② 感染者の積極的疫学調査

- 感染者の方の発症前14日間と発症後の行動を調査、接触した人や場所を特定する
- 感染性のある期間（発症2日前～発症後10日）に濃厚に接触した「濃厚接触者」に対し自宅待機と健康観察を依頼する

2020/9/10

濃厚接触者

濃厚接触者とは患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

③ 接触者・帰国者や自宅療養者の健康観察

- 感染者と濃厚に接触した方、流行地からの帰国者、自宅療養している感染者などに対して定期的に電話等で健康観察
- 健康観察期間中に発症すれば帰国者・接触者外来へ紹介し、感染者を早期発見
- 名古屋市は健康観察者の範囲を広めに実施

2020/9/10

積極的疫学調査実施要領の改定

- 2020年5月29日版でPCR検査を広く行うよう改定
 - 濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から、全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う（初期スクリーニング）
 - 検査結果が陰性であっても、患者の最終曝露日から14日間は健康状態に注意を払い、症状が現れた場合、保健所へ連絡するように依頼し、症状の軽重に拠らず、検査を実施する

2020/9/10

医療機関からの依頼による移送タクシーの利用について

- 救急搬送後、新型コロナ陽性と判定されたが入院を要しない患者の帰宅手段がない
- 市が民間タクシー会社と契約し、医療機関からの直接の依頼による移送体制を構築
- 日中は名古屋市感染症対策室に、夜間（19時～翌9時）はタクシー業者に電話して仮予約した上で移送依頼書をFAX送信

2020/9/10

自宅療養者への配食サービスの実施

- 自宅療養者は外出しないことが前提のため、食事の確保が課題
- 市が委託した業者が1日3食を2回（昼食、夕食・朝食）に分けて毎日配達
- 利用者負担なし
- その他、応急の生活用品や食料品のセットを、必要に応じて保健センターが配布

2020/9/10